

# デジタルプラットフォームへのアクセス制限とEU競争法 —Android Auto事件欧州司法裁判所先決裁定をめぐって—

林 秀弥<sup>1</sup>（名古屋大学）

## 要 旨

本稿は、欧州司法裁判所のAndroid Auto（Google Auto）事件先決裁定を素材に、デジタルプラットフォームにおけるアクセス制限とEU競争法（TFEU102条）の関係を検討する。従来、EUにおける不可欠施設理論（essential facilities doctrine）の定式化の先例となったBronner判決（1998年）は第三者へのアクセス提供の義務付けを「不可欠性」、「競争の排除」、「客観的な正当化理由の欠如」という要件のもとで例外的に認めてきたが、Android Auto先決裁定では、第三者利用を前提に設計・部分的に開放されたデジタルプラットフォームについて、Bronner判決で示された厳格な「不可欠性」要件を前提とせずとも、相互運用性の不当な制限が市場支配的地位の濫用たり得ることが示された。これにより、市場支配的なデジタルプラットフォーム事業者が一部用途で当該プラットフォームを部分的に開放した場合、他用途での恣意的なアクセスの遮断にも競争法上の介入が及びうる可能性が示された。他方、製品設計や投資インセンティブへの過度な干渉を避ける配慮も示され、技術的安全性など客観的な正当化理由の余地も残されている。ただし、本判決の射程については議論の余地があり、デジタルサービスに顕著なネットワーク効果を背景に、その相互運用性を重視する「拡張論」と、伝統的な公益事業インフラには依然としてBronner判決の基準が妥当とするとする「拡張否定論」の両側面が併存し、今後の判例の蓄積や政策形成の場において議論の明確化が進むことが期待される。わが国においても、様々なデジタルプラットフォーム・サービスが社会・経済に広く浸透してきていることを踏まえると、部分的開放戦略と競争法上のアクセス義務との境界をどう線引きするかという政策・実務上の含意が大きい。

**キーワード：**不可欠施設理論、デジタルプラットフォーム、取引拒絶、アクセス制限、EU競争法、市場支配的地位の濫用

## 1. はじめに

本稿はAndroid Auto事件欧州司法裁判所先決裁定<sup>2</sup>（以下、「Android Auto判決」または単に「本判決」と略称することがある）を通じて、デジタルプラットフォームへのアクセス制限とEU競争法について検討するものである。市場支配的地位にある事業者による「取引拒絶（refusal to deal/refusal to supply）」は、EU競争法における典型的かつ困難な論点の1つである。後述のBronner判決（1998年）以来、欧州司法裁判所（ECJ）は「不可欠性（indispensability）」を厳格に要件化し、第三者へのアクセス提供の義務付けを例外的に

<sup>1</sup> 名古屋大学大学院法学研究科教授

<sup>2</sup> *Alphabet Inc. & Others v Autorità Garante della Concorrenza e del Mercato (AGCM)*, Case C-233/23, ECLI:EU:C:2025:110.

しか認めてこなかった。しかし、デジタル経済の進展により、プラットフォーム相互運用性やデータアクセスをめぐる紛争が生じ、従来の不可欠性基準をどのように適用・修正すべきかが課題となっている。

本稿で取り上げる Android Auto 事件（以下、単に「本件」という場合がある）は、情報通信分野の技術革新と市場構造の変化を背景に、この問題を再び先鋭化させた。自動車の車載インフォテインメントシステムという通信・情報処理の複合領域において、Google が自社 OS を部分的に開放しつつも特定アプリを排除したことが競争法的に問題となった。本件では、イタリア競争当局（AGCM）が介入し、最終的に ECJ が Bronner 基準の適用可能性を判断した。本判決は、不可欠性の有無にかかわらず、部分的に開放されたデジタル基盤におけるアクセス制限が競争制限として評価されうると判示し、不可欠施設理論（essential facilities doctrine）における従来の枠組みに揺らぎを生じさせている。

この展開は、情報通信政策の観点からもきわめて重要である。第 1 に、デジタルプラットフォームは情報通信インフラと同等の社会的基盤機能を近時担いつつあり、その相互接続性や開放性をいかに確保するかが政策課題となっている。第 2 に、本判決の判断枠組みは、放送・通信・エネルギーといった伝統的ネットワーク産業への拡張可能性をめぐる議論にも波及し、不可欠性要件を引き続き適用するのか、それともデジタル分野特有の規律として区別すべきかという規範的選択を迫っている。第 3 に、日本においても、放送・通信の融合や車載通信の高度化が進展するなかで、デジタルプラットフォーム事業者によるアクセス制限が競争政策上の課題となる可能性が出てくるかもしれない。したがって、EU における最新判例の射程を明らかにすることは、日本の情報通信政策研究にとっても一定の示唆に富む。

以上を踏まえ、本稿では Android Auto 事件を検討することで、①Bronner 基準の意義と射程、②部分的開放プラットフォーム概念の整理、③デジタル市場と伝統的ネットワーク産業の区別可能性、の 3 点を中心に検討を行う。これにより、EU 競争法において「不可欠施設へのアクセス拒絶」の法理<sup>3</sup>がもつ現代的意義を明らかにすることが本稿の目的である。

## 2. 事案の概要

### 2. 1. 事案のあらまし

本件の先決裁判の申立ては、欧州連合機能条約（TFEU）102 条<sup>4</sup>の解釈に関するものである。この申立ては、一方で Alphabet Inc.、Google LLC（Alphabet Inc.の子会社）および Google Italy Srl（Google LLC のイタリア法人）（以下、特段の断りがないかぎり三者を合わせて「Google」という）、他方でイタリア競争・市場保証庁（以下、「AGCM」という）との間の訴訟手続において提出されたものであり、Google が、電気自動車の充電に関連する

<sup>3</sup> この論点については、内外問わず汗牛充棟であるが、体系的な解説書として、Robert O'Donoghue and Jorge Padilla, *The Law and Economics of Article 102 TFEU*(Hart/Bloomsbury, 3rd ed., 2020)および Alison Jones, Brenda Sufrin, and Niamh Dunne, *Jones & Sufrin's EU Competition Law: Text, Cases and Materials* (OUP, 8th ed., 2023)を挙げておく。

<sup>4</sup> Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union art. 102, Oct. 26, 2012 O.J. (C 326) 47.

サービスを提供する目的で第三者企業が開発したアプリと、自ら提供するアプリ「Android Auto」との相互運用を制限したことにより、TFEU102条に違反したとして<sup>5</sup>、AGCMにより制裁金を課された決定に関するものである。

## 2. 2. 当事者と問題となった行為の概要

Google は、複数のメーカーによるモバイル機器向けのオペレーティングシステムである「Android OS」を開発した。この OS は原則として無料で使用・改変が可能であり、許諾も不要である。そして Google は 2015 年に「Android Auto」というアプリを開発した。これは、Android OS を搭載したモバイル機器（スマホ等）のユーザーが、自動車のインフォテインメントシステム<sup>6</sup>の画面上で、そのモバイル機器のアプリを直接利用できるようにするものである。

Android Auto と各アプリの相互運用性を確保するため、また安全性の観点から（運転中の操作を最小限にするため、アプリごとの独自のユーザーインターフェース（UI）を排除し、統一された安全操作性を維持する等）、Google はアプリの種類によって、それらに対応する開発テンプレート（以下「テンプレート」という）を提供している。これらのテンプレートにより、サードパーティ（第三者）の開発者は、自社のアプリに Android Auto との互換性をもたせるかたちで作成することができる。また、テンプレートが存在しない場合でも、特定のサードパーティの開発者に対しては、個別対応でアプリ開発を許容した事例もある。

Enel X Italia Srl（以下、「Enel X Italia」という）は、イタリア国内の電気自動車（EV）用充電ステーションの 60%以上を管理し、関連サービスを提供している Enel グループの一員である。2018年5月、Enel X Italia は、EV 用に、Android OS 搭載端末向けの「JuicePass」アプリをリリースし、Google Play を通じて配信を開始した。このアプリは、EV の充電に関連する一連の機能を提供しており、特に、充電ステーションの地図検索・予約、EV 車両管理（バッテリー状態や走行可能距離等のリアルタイム確認）および支払い・課金管理などが可能である。

2018 年 9 月、Enel X Italia は、JuicePass アプリを Android Auto と相互運用可能にするために必要な対応を取るよう Google 側に要請したが、Google は、Android Auto と相互運用可能なサードパーティーアプリはメッセージアプリ等に限定されていることを理由にこれを拒否した。同年 12 月の Enel X Italia からの再要請に対しても、Google は翌年 1 月、

<sup>5</sup> TFEU102 条は以下のとおり定めている。「域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合に禁止される。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。  
a).直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他不公正な取引条件を課すこと、  
b).消費者の利益に反する生産、販売又は技術開発の制限、  
c).取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと、  
d).契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること」。

<sup>6</sup> 情報（Information）と娯楽（Entertainment）を組み合わせた造語で、カーナビ、メディア再生、音声アシスタント、スマホ連携（Android Auto／Apple CarPlay）等を統合する車載システムを指す。

安全性上の懸念および新たなテンプレート作成に必要な費用負担の問題を理由に、再度これを拒否した。

### 2. 3. 事案の経過

2019年2月12日、Enel X Italiaは、GoogleがJuicePassアプリのAndroid Autoでの利用を不当に拒否した行為が、TFEU102条に違反するものであるとして、AGCMに申立てを行った。その後2020年10月になって、Googleは、Android Autoに対応したEV充電アプリの設計用テンプレートの実験版を公開した。

2021年4月27日、AGCMは、上記行為が、TFEU102条の意味における支配的地位の濫用に該当すると認定し、Googleに対し、EV充電アプリを開発するためのテンプレートの最終版を公開したうえで、Enel X Italiaから指摘されていた、実験版に欠けている重要な機能を開発するよう命じた。また、AGCMは、Googleに対し、計約1億200万ユーロの制裁金を課した。

### 2. 4. イタリア行政最高裁の決定

Googleは、AGCMの決定に対してローマにある州行政裁判所（Tribunale Amministrativo Regionale: TAR）<sup>7</sup>に取消訴訟を提起したが、裁判所は当該訴訟を棄却した。その後、Googleは当該判決に対してイタリア国務院<sup>7</sup>（以下では単に「イタリア行政最高裁」または「最高裁」という）に上訴し、最高裁が本件の付託裁判所となっている。

イタリア行政最高裁は、Enel X Italiaの要請に対して、Googleが適切なソリューションを提供せず、その結果として、正当な理由なくJuicePassアプリのAndroid Auto上で利用可能性を妨げ、遅延させたとのAGCMの判断を是認し、Googleの当該行為は、その支配的な地位に鑑みると、市場のダイナミクスと競争の公正性に影響を与えると認定した。また、Android Autoで公開可能なアプリの種類や機能は、Googleに完全に依存していると判示した。

同最高裁はまた、AGCMによると、Google MapsアプリとJuicePassアプリとの間には部分的な競争関係があると述べている。これは、両アプリともがEVの充電ステーションに関する検索およびナビゲーションサービスを提供しているためである。また、AGCMによれば、これらのアプリの間には将来的な競争の可能性も存在している。というのも、JuicePassは現時点ではEV充電に関する様々な新機能を提供している（その点で一日の長がある）が、将来的にはそれらの機能がGoogle Mapsアプリに統合される可能性があるからである。

AGCMは、JuicePassアプリとGoogle Mapsアプリの機能が一部重複しているにもかかわらず、Google MapsがAndroid Auto上で利用可能な一方で、JuicePassは排除されている状態を問題視し、このことにより、Googleによる当該制限行為は相互運用性の確保を拒否したものに等しいと指摘した。さらに、この行為が供給拒絶に類するものであり、市場の

<sup>7</sup> Tribunale Amministrativo Regionaleは、イタリアにおける行政事件を扱う上訴裁判所である。

<sup>7</sup> イタリア国務院（Consiglio di Stato）は、同国における行政訴訟の最終審にあたる。

公正な競争を阻害するものと AGCM は判断したが、その判断を最高裁も支持した。

これに対して、Google は、一連の訴訟の過程で、AGCM が供給拒絶に関する濫用の要件を適切に検討していないと主張し、とりわけ、JuicePass アプリにとって Android Auto へのアクセスが「不可欠」であったかどうかを分析しなかったと反論した。また、Google の行為は客観的かつ正当な理由に基づくものであると主張した。さらに、Google は、本件の争点となっている行為が Android Auto へのアクセスに関わるものであることから、支配的な地位の濫用を認定するには、まず Android Auto が属する関連市場を画定し、その市場において Google が支配的な地位を有しているかどうかを認定する必要があると主張した。つまり AGCM が関連する川下市場やその市場における Google の支配的な地位を特定せず、単にナビゲーションアプリと電気自動車の充電アプリの間に競争が存在しうる「競争環境 (competitive environment)」を示すにとどまり、その「競争環境」が競争法上の関連市場を構成するかどうかについて十分な分析を行っていないと主張した。そもそも Google は Google Maps と JuicePass との間には競争関係が存在しないとも主張している。

これに対して、イタリア行政最高裁は、Google の行為は市場における競争を排除する可能性があるとした。すなわち、デジタル市場の特性を考慮すると、仮に JuicePass アプリの Android Auto へのアクセスが認められなければ、当該アプリのユーザーへの訴求力が失われ、ユーザーは潜在的な需要がある、より高品質なアプリを享受できなくなるおそれがあり、また、既存の汎用型アプリ（すなわち Google Maps）が JuicePass の特定機能を取り込む可能性も考えられるとした。さらに、Google が Enel X Italia に対してアクセスを制限した行為には、現実かつ客観的な正当化事由が認められないとした。

## 2. 5. イタリア行政最高裁の付託

ただし、イタリア行政最高裁は、本件について確定的な判断を下すためには、TFEU102 条の解釈について指針を求める必要があるとし、特に、支配的地位にある企業によるインフラへのアクセス拒絶に関する Bronner 判決<sup>8</sup>を参考する際に、当該判決の法的基準は本件に直接適用できるかどうか、また、デジタル市場の特殊性が、Bronner 判決で定められた要件から逸脱する正当な理由となりえるか、あるいは少なくともそれらの要件を柔軟に解釈すべきかどうかについて疑義があるとした。加えて、最高裁は、本件のようなアクセス制限の事案において、競争当局が関連市場をどのように画定すべきかについても不確実性があるとしている。

## 3. Bronner 判決の基準

イタリア行政最高裁が言及した Bronner 事件と判決の概要是次のようなものであり、これは Android Auto 事件を理解する上で鍵となる判決である。

Bronner 判決の原告 Oscar Bronner（以下、「Bronner」という）は、オーストリアの小規模な日刊新聞の発行者であり、被告は、Mediengruppe Mediaprint（以下、「Mediaprint」という）というオーストリア最大の新聞発行会社であり、同国国内最大規模の新聞配達ネット

<sup>8</sup> *Oscar Bronner GmbH & Co. KG v Mediaprint Zeitungs- und Zeitschriftenverlag GmbH & Co. KG, Mediaprint Zeitungsvertriebsgesellschaft mbH & Co. KG and Mediaprint Anzeigengesellschaft mbH & Co.*, Case C-7/97, ECLI:EU:C:1998:569.

トワークを管理していた事業者である。Bronner は、自社の新聞を配達するために Mediaprint の配達ネットワークへのアクセスを求めたが、Mediaprint はこれを拒否した。これに対し、Bronner は市場支配的地位の濫用として、TFEU102 条違反を主張し、ECJ に提訴した。

ECJ は、支配的地位をもつ企業が自らのインフラやサービスへの第三者アクセスを拒否することが、常に違法になるわけではないとし、違法と認定するための要件として、以下の 3 要件をみたす必要があるとした。

(1).不可欠性 (indispensability) : アクセスが求められているインフラが、法的または実質的に代替不可能であること

(2).競争の排除 (elimination of competition) : その拒否が、当該市場におけるすべての有効な競争を排除する結果となること

(3).客観的な正当化理由の欠如 (lack of objective justification) : その拒否に正当な商業的理由または技術的な理由がないこと

最終的に ECJ は、Mediaprint の配達ネットワークは不可欠とは言えず、Bronner には自社ネットワークを構築するなどの代替手段があると判断し<sup>9</sup>、TFEU102 条には違反しないと結論づけた。

#### 4. 本件における法務官意見の概要<sup>10</sup>

Android Auto 事件におけるメディナ法務官の意見は次のとおりである。

本件訴訟は、AGCM による処分の有効性をめぐるものであり、同決定において Google が市場支配的な地位を濫用したと認定された。特に、Google が自身の Android Auto アプリに Enel X Italia によって開発された別のアプリとの互換性を持たせなかつたことが問題とされている。

本件においては、裁判所は、支配的企業による正当な競争手段と不当な反競争的手段との微妙かつ論争のある線引きを行わなければならない。そのため、本件がデジタル市場の進展という背景から生じたものであることを踏まえつつ、デジタル市場の開放性を維持する必要性と、同時にイノベーションを促進するための適切なインセンティブを確保する必要性とのバランスを慎重に見極める必要がある。

また、アクセスが求められている対象は、第三者によって開発されたアプリに依存して車載サービスを提供することを目的として設計されたプラットフォームである。したがって、

<sup>9</sup> 原文は次のとおりである（下線は引用者による）。“Therefore, even if that case-law on the exercise of an intellectual property right were applicable to the exercise of any property right whatever, it would still be necessary, for the Magill judgment to be effectively relied upon in order to plead the existence of an abuse within the meaning of Article 86 of the Treaty in a situation such as that which forms the subject-matter of the first question, not only that the refusal of the service comprised in home delivery be likely to eliminate all competition in the daily newspaper market on the part of the person requesting the service and that such refusal be incapable of being objectively justified, but also that the service in itself be indispensable to carrying on that person's business, inasmuch as there is no actual or potential substitute in existence for that home-delivery scheme.”

<sup>10</sup> Opinion of Advocate General Medina delivered on 5 September 2024.

裁判所がまず判断すべき問題は、本件が、支配的地位にある企業によるアクセス拒絶に関する従来の判例、特に *Bronner* 判決の基準に該当するかどうかである。この判決の目的は、裁判所自身の説明によれば、競争に関する考慮事項とインセンティブとの間で公正なバランスを図ることである。

さらに、サードパーティーアプリが *Android Auto* と相互運用可能になるためには、Google がまず「テンプレート」を開発する必要があり、これは Google 自身の資源投入を必要としている。そのため、相互運用性に関するアクセス義務が、必要なソフトウェアの開発といった積極的な行動を支配的な企業に必要とするかどうかについて、裁判所は見解を示す必要がある。もしそのことを肯定するならば、そうした義務の限界と、そのような状況に適用される条件も定めなければならない。

## 5. 欧州司法裁判所の判断

### 5. 1. 付託事項 1に対する判旨：*Bronner* 判決の 3 要件の適用可能性について

イタリア行政最高裁の付託事項の第 1 は、市場支配的地位にある企業が第三者の要請に応じずに第三者の開発したアプリと自らのプラットフォームとの相互運用性を確保しない（すなわち、アクセスを拒否する）行為について、本件のような状況に関するデジタル市場の機能の特性や、*Android Auto* のようなデジタルプラットフォームの機能を考慮したうえで、*Bronner* 判決などで定められた要件を無視しあるいは柔軟に解釈して TFEU102 条を適用できるか、についてである。すなわち、支配的地位にある企業が開発したプラットフォームを、サードパーティーアプリと相互運用可能にすることを制限した場合、それが当該アプリの商業的運営に不可欠でなくとも、ユーザーにとって当該アプリの魅力を高めるものであれば、そのような制限は市場支配的地位の濫用となるかどうか、である。

この点について、ECJ は次のように判示した。すなわち、*Bronner* 判決では、前述のように、「不可欠性」「競争排除効果」「客観的正当性の欠如」の 3 要件が示され、支配的企業が自社用に開発・所有するインフラへの第三者アクセスを拒絶する行為は、そのインフラが競争に不可欠で代替手段がなく、かつ当該拒絶に正当な理由がない場合に限り、市場支配的地位の濫用と見なされると判示された。これは、支配的企業が自社のために開発したインフラに対して第三者のアクセスを拒否したという特別な事情があったため、要件の適用が正当化されたことを想起すべきである。*Bronner* 判決の 3 要件は「自社業務のためにのみ開発されたインフラ」がその適用の前提となっている。この点、*Android Auto* は独占的インフラではなく、サードパーティーアプリ開発者向けに設計された開放型プラットフォームであることから、「不可欠性」の要件は本件には適用されない。したがって、そのプラットフォームが当該アプリの商業運営に不可欠ではなく、単にその魅力を高めるものであっても、市場支配的地位の濫用となる可能性がある。

このように、付託事項 1 について、ECJ は、支配的地位にある企業が開発したデジタルプラットフォームについて、第三者からの要請に応じずにそのプラットフォームを第三者のアプリと相互運用可能にしなかった場合、たとえそのプラットフォームが当該アプリの川下市場での商業的運用に不可欠でないとしても、そのプラットフォームが当該アプリの魅力を高めるものであり、かつ当該プラットフォームが当該企業の自社業務のためにのみ開発されたものでない場合には、当該制限行為は市場支配的地位の濫用に該当する可能性

があると判示した。

### 5. 1. 1. 付託事項1に関する法務官意見

付託事項1に対する法務官意見は、次のとおりである。すなわち、原則として、支配的企業は自社の事業のために開発した製品・サービス、またはインフラへのアクセスを拒否する権利をもつ。さもなくば、投資の成果を競合他社と共有させられる可能性があるため、効率の良い製品や設備への投資意欲が損なわれるおそれがある。一方で、Android Autoは、Google自身の業務のために開発されたものでもなく、Googleの専用的利用のために留保されたものでもない。むしろ、外部に開かれた、第三者の開発者に対してサービスを提供することを目的としたプラットフォームである。Bronner判決で確立された要件は、本件には適用されるべきではない。というのは、サードパーティーアプリが当該プラットフォームにアクセスすることが許可されたとしても、プラットフォームの保有者がその開発や投資を継続する意欲が損なわれることはないからである。むしろ、分析の焦点は、支配的企業が提示する客観的な正当化理由が妥当かどうかに置かれるべきである。

結論として、アクセス要請の対象プラットフォームが、支配的企業自身の使用のために開発されたものではなく、サードパーティの開発者によるアプリ提供を目的としている場合には、Bronner判決の要件、特に「不可欠性」の証明は適用されないとし、支配的企業がサードパーティーアプリからのアクセスを排除・妨害・遅延させる行為は、消費者に対して反競争的な影響を及ぼすおそれがあり、かつ客観的に正当化できない場合、市場支配的地位の濫用に該当すると法務官は説示した。

### 5. 1. 2. 両者の比較

このように、法務官意見も、ECJの判旨も、概ね同様のものと理解することができる。すなわち、法務官意見が、Bronner判決の3要件は、財産権を高度に保護する場面に基づくものであり、本件のような開放型デジタルプラットフォームには適用されないと説示したのに対して、ECJも同旨の判断をした。また、法務官意見が、本件において、Bronner判決の3要件をそのまま適用する必要はなく、代わりに、第三者のアクセスを排除・遅延させるか、それによって競争が不当に制限されるか、そしてそれが客観的に正当化できないかを判断すべきだとしているのに対して、ECJも、自社専用でないデジタルプラットフォームにおいて、サードパーティーアプリとの相互運用を不当に制限する行為は、当該プラットフォームが不可欠でなくても市場支配的地位の濫用となる可能性があるとしている点で、同様の思考方法が見て取れる。

### 5. 2. 付託事項2に対する判旨：TFEU102条の解釈

付託事項2は、アプリを開発し、かつそのアプリと支配的地位にある企業が保有するデジタルプラットフォームとの相互運用を求めた事業者と、その事業者の競争相手との両者が、当該アプリが属する市場において引き続き活動し、その市場での地位を拡大し続けていたとしても、そのような相互運用の利益を受けていなかったという事実だけで、支配的地位にある企業がその要請に応じることを拒否した行為には反競争的效果がなかったと結論づけることができるかどうか、という点であり、TFEU102条の解釈問題である。

ECJ は、支配的地位にある企業のある行為を支配的地位の濫用と認定するには、その行為の目的（すなわち競争相手の排除）がすでに実現されたことや、実際に当該市場からの排除効果が生じたことを証明する必要はないとして、支配的地位濫用の認定は、原則として、当該行為が実際に上記の反競争的効果を生じさせるおそれがあることを示す証拠に基づく必要があり、単なる推測に基づいてはならないものの、「おそれがある」という程度の立証で足りると判示した。その一方で、市場における他の競争者がその行為の影響を軽減できたかどうかによって、その行為が濫用に該当するかどうかを判断することはできず、他方では、当該行為がなかった場合には、市場競争がより大きく発展していた可能性を排除することもできないとした。

結論として、ECJ は、相互運用の許可を得ていない状況でも、当該アプリを開発した企業およびその競合他社が関連市場で引き続き活動し、継続的な成長を遂げていたとしても、この事実だけでは、支配的地位にある企業が相互運用の要請を拒否した行為に反競争的効果がないと断定することはできないとし、その行為が関連市場における競争の維持やさらなる発展を妨げたかどうかを、すべての関連事実を考慮して評価する必要があると判示した。

### 5. 2. 1. 付託事項 2に関する法務官意見

付託事項 2に対する法務官意見は、次のとおりである。すなわち、支配的地位にある企業の行為を支配的地位の濫用と認定するためには、その行為が実際に競争相手を排除したことを証明する必要はない。TFEU102 条の立法目的は、支配的地位にある企業によるその地位の濫用を規律することであり、その行為が実際に競争排除の効果を生んだかどうかに問わらず適用される。したがって、たとえ支配的事業者の濫用行為があるにもかかわらず市場が成長していたとしても、それだけで当該行為に反競争効果がないとは限らない。「実際に競争を排除していない」との支配的地位にある企業の抗弁は、TFEU102 条の適用を否定する根拠とはならない。

法務官は次のように結論づけた。たとえ他の事業者が Android Auto へのアクセスを許可されていない状況でも引き続き事業を展開し、成長していたとしても、これは当該アクセス制限の行為に反競争効果がないことを意味するものではなく、裁判所は、支配的地位にある企業の行為が競争の維持または発展を妨げる可能性があるかどうかについて、実際に競争制限的効果が発生したかどうかにかかわらず、すべての関連事情を考慮して評価しなければならないとした。

### 5. 2. 2. 両者の比較

法務官意見では、TFEU102 条の焦点は「競争を制限する能力」にあり、「競争を排除したかどうか」ではないと指摘し、ECJ も支配的地位にある企業のある行為を濫用と認定するには、実際に市場からの排除効果が生じたことを証明する必要はないとしており、両者は共通している。また法務官意見は、他の市場参加者が活動していても、アクセス制限行為が反競争的効果をもつかどうかは、裁判所がすべての関連事情を考慮して評価すべきであるとしており、ECJ が相互運用の拒否が反競争的効果をもつかどうかについて、関連事実をもとに競争の維持や発展に対する影響を総合的に評価すべきであるとしている点と軌を一

にするものと考えられる。

### 5. 3. 付託事項3に対する判旨：テンプレートの開発の要否

#### 5. 3. 1. 問題の所在

TFEU102条に関する判例法によれば、当該条項に違反したとされる支配的地位にある企業は、TFEU102条の違反認定から免れるためには、その行為について正当な理由を提示する必要があるとされている。具体的には、その行為が客観的に必要であること、または、排他的な効果が生じたとしても、それを上回る効率性が存在し、競争への悪影響を相殺できることを示す必要がある。これらの要件が充足された場合、同条に基づく濫用の禁止は適用されない。

この点に関連して、イタリア行政最高裁の第3および第4の付託事項は、Googleの提示した理由に基づく。付託事項の3は、支配的地位にある企業は、「テンプレートがまだ存在していない」という理由で第三者からのアクセスを制限できるかどうか、である。すなわち、第三者のAndroid Autoへのアクセスを可能にするためには、EVの充電サービスに関連するアプリケーションテンプレートの開発が前提とされていた。当該テンプレートは、アクセス要求がなされた時点では存在せず、Googleによれば、Android Autoを安全に使用するためにそれが不可欠な基盤であるとされた。加えて、当該テンプレートの実装については、相当の設備投資が必要であり、また新型コロナウイルス感染症の発生といった外的要因も重なり、当初要求された期間内で対応することは実際には困難であったとGoogleは主張していた。

#### 5. 3. 2. 付託事項3に対する判旨

「テンプレートがまだ存在していない」という理由でアクセス拒否を正当化されるのは、技術的に開発が不可能である場合や、当該テンプレートの導入がプラットフォームの機能・安全性やそのビジネスモデルを損なう場合に限られる。しかし、上記のような理由が存在しない場合、単に現時点でテンプレートが存在しないという事実だけでは、正当な理由とは認められない。現在このテンプレートが存在しない場合、プラットフォームの責任を考慮して、支配的企業は合理的な期間内にテンプレートを開発し、その必要な期間を申請者に通知する義務を負う。なお、開発に必要な時間であるかどうかを判断する際には、次の点が考慮される。①要請されたアプリケーションのカテゴリーに対応するテンプレートの技術的開発難易度、②IT部門が、要請を出した企業のニーズに対応するテンプレートを短期間で開発するために必要な人的資源などをすぐに配分できないことによる制約、③規制枠組みなど、当該企業のテンプレート開発能力に影響を及ぼす外部的制約、である。

#### 5. 3. 3. 法務官意見

支配的地位にある企業が、「テンプレートがまだ存在していない」という理由で第三者アクセスを拒否できるかどうかという点について、法務官意見も同様の説示をしている。すなわち、支配的地位にある企業が、第三者のアクセスのために必要なテンプレートを技術的に開発できない場合、「テンプレートが存在しない」という事実は、合理的な理由と見なされる。そのほか、テンプレートを通じてアクセスを許可することによって、プラットフォーム

の性能（例えば、システムの速度や安定性）を損なうおそれがある場合、またはプラットフォームのビジネスモデルや目的に反する場合は、合理的な理由として認められるべきであると指摘している。しかし、上記のような理由が存在しない場合、単に現時点でテンプレートが存在しないという事実だけでは、正当な理由とは認められない。

また、現在このテンプレートが存在しない場合、プラットフォームの責任を考慮して、第三者に対して開発に必要な期間を通知すべきかどうかという点についても、法務官意見は具体的に説明を加えている。この問題に答えるためには、まずTFEU102条に基づく立証責任の原則を確認する必要があるとしている。最初に立証責任を負うのは競争当局であり、支配的地位の濫用が存在することを示さなければならない。しかし、違反被疑対象事業者は「客観的な正当化理由」を主張・立証するには、具体的な証拠を提示してその主張を裏付けなければならない。当該事業者が提出したこの抗弁を否定するためには、競争当局はこれらの抗弁が不十分または信用できないことを立証する必要がある。事業者が開発に必要な時間を客観的理由として挙げる場合、単に開発に時間的制約があることを主張するだけでは正当な理由とはならない。むしろ、当該事業者は第三者に対し、テンプレート開発に必要な期間を通知したことを証明しなければならない。その後、競争当局が当該事業者の時間見積もりが不十分であると判断した場合には、主張された理由は正当であるとは認められず、濫用の構成要件をみたす可能性がある。

支配的地位にある事業者といえども「資源の制約」を理由に第三者向けテンプレートの開発が困難であると主張することができる。このような主張が認められるためには、以下の要件をみたす必要がある。①テンプレート開発に必要な費用の見積りと、それを踏まえた②合理的な対価の支払案を第三者に提示すること（対価額を算定する際には、テンプレートの必要性を正当化する理由およびその目的のために要する時間、開発を求める第三者の要望に特化したテンプレートであるか否か、およびテンプレート（および新しい互換性のあるアプリ）の導入によって得られる利益を考慮する必要がある）。その上で、支配的地位にある企業が、他社からのアクセスに関する要請に対して何らの対応もしない場合、その「沈黙」自体が不合理な協力拒否と見なされ、競争法違反となる可能性があるとしている。

## 5. 4. 付託事項4に対する判旨：既存製品の改良義務・新製品開発義務

支配的地位にある企業は、第三者企業の要請に応じて、既存製品を変更したり、新たな製品を開発したりする義務を負うかどうかという付託事項4について、客観的な正当化理由が存在しない場合、支配的企業は第三者からのアクセスを可能にするためのテンプレートを開発する義務を負うのは、上記の付託事項3で既述のとおりである。しかし、その場合でも、一定の開発期間が認められ、また相応の開発費用を相手方に請求することも可能である。

### 5. 4. 1. 法務官意見

付託事項4について、法務官意見は判旨よりも詳しく説示している。すなわち、支配的地位にある事業者が複数のアクセス要求を同時に受けた場合、誰がプラットフォームにアクセスできるかを判断するための「客観的基準」を事前に定める義務を負うかどうかという点については、支配的地位を濫用することは許されないが、それは事業者が恣意的にアクセスを制限してはならないという意味であり、必ずしも「優先順位」を定めた客観的なルールを

事前に策定する義務があるということではない。確かに、明確な基準が存在しないことにより、アクセスの許可に関して過度な遅延が生じたり、同時にアクセスを申請した事業者の間で差別的な扱いが行われたりする可能性がある。しかし、そのような基準を設けていないという理由だけで、市場支配的地位の濫用があったと判断することはできない。

## 5. 5. 付託事項5に対する判旨：川下市場の特定

付託事項の5は、「アクセス制限」事案において、影響を受ける川下市場を必ず特定しなければならないのか、またその市場は潜在的なものであってもよいのか、というものである。

この点についてもECJは、次のように判示した。すなわち、TFEU102条を適用する際には、まず違反被疑対象事業者が支配的地位にあるかどうかを判断するために、関連する商品市場や地理的市場を画定する必要がある。第三者に対するインフラへのアクセス制限が問題となる場合、通常はそのインフラが属する川上市場を特定し、アクセスを求める企業が参入しようとしている川下市場を画定する必要がある。また、そのような拒否行為が市場に反競争的な影響を及ぼす可能性があるかどうかを判断しなければならない。

川下市場の認定に関して、ECJの判例法によると、潜在的市場や、場合によっては仮想的な市場を特定するだけで十分であるとされている。川下市場が潜在的なものであっても構わず、支配的地位にある企業の行為がその市場において競争制限的な効果をもたらす可能性があるかどうかが重要である。特に技術が急速に発展する分野では、市場を厳密に画定すること自体が不合理な障害となりうる。そのため、実情に基づいて市場の特徴を合理的に説明できれば、濫用行為の判断基礎とすることができる。

本件では、AGCMが、充電サービスアプリとナビゲーションアプリとの間に潜在的な競争関係があることを示し、その分析を支持している。したがって、結論としては、支配的地位にある企業が他の企業によるプラットフォームへのアクセスを制限した場合、競争当局がTFEU102条を適用するにあたって、影響を受ける市場を厳密に画定する必要はない。当該拒否行為が競争関係にある製品やサービスに反競争的な影響を与える可能性があることを証明すれば、法的要件はみたされるのである（法務官意見も同旨）。

## 6. 検討

### 6. 1. 本判決における不可欠性判断

本判決は、Bronner基準の適用について詳しく論じている。しかしながら、AGCMによる最初の決定ではBronner基準は一切言及されていない。むしろAGCMは、Magill判決およびIMS Health判決に基づく分析を採用していた。まず指摘すべきは、本判決当時における既存の事実関係に照らして、Android AutoへのアクセスがIMS Health判決における意味で「不可欠」であったか否かが明確でなかったという点である。

この点、ECJのIMS Health判決では次のように判示していた。すなわち、「Bronner判決のパラ43および44から明らかのように、ある企業が特定市場で事業を行うために、特定の製品またはサービスが不可欠(indispensable)かどうかを判断するためには、たとえそれが不利な条件であったとしても代替手段(alternative solutions)が存在するかどうかを検討する必要がある。そして、技術的、法的、または経済的障害によって、そのような代替手段を市場で開発することが不可能、または少なくとも著しく困難となっているかどうか

かを確認しなければならない。さらに、Bronner 判決のパラ 46 によれば、経済的障害が存在するかどうかを認定するためには、少なくとも、既存の製品やサービスを支配する企業と同程度の規模で生産を行うことが経済的に実行可能でないということが、証明されなければならない」<sup>11</sup>。

しかしながら、Android Auto 判決は、この不可欠性要件自体の解釈には踏み込んでいない。代わりに Bronner 判決での各要件の適用が可能か否かの検討において、本件のように、対象プラットフォーム (Android Auto) が必ずしも不可欠ではないが、製品の魅力を高める機能を有している場合にも、TFEU102 条の適用が認められるか、という問題設定に再構成した上で、この新たな問い合わせ基礎として、同条の解釈を提示している。

その意味で、本判決は、Google Auto 事件という個別事件の枠を超えて、他のデジタルプラットフォームに関する将来の規範形成にも大きな影響を及ぼす可能性がある<sup>12</sup>。

## 6. 2. Magill 判決との乖離と Bronner 判決の再構成

本判決が先例を再構成している主な点は以下の 3 つである。第 1 に、Magill 判決が提示した「不可欠性」に関する判断枠組みについてほとんど言及がないこと、第 2 に、Magill 判決および Bronner 判決の適用範囲を大幅に縮小していること、第 3 に、結果として、より広範な介入を可能にしていること、である<sup>13</sup>。

そもそも Magill 判決および Bronner 判決が非常に高度な要件を設定していたのは、主に 2 つの理由に基づいていた。

第 1 に、企業に対して第三者との取引義務を課すことは、当該企業の財産権および契約の自由に対する重大な干渉であり、それは例外的な状況においてのみ認められるべきである。

第 2 に、こうした干渉は企業の投資・インセンティブ、すなわち動態的競争 (dynamic competition) ないしイノベーションに悪影響を与える可能性があるという点である。Magill 判決と Bronner 判決に共通する基本的前提は、動態的競争が短期的な競争よりも社会にとって有益であるという考え方に基づいていた。そのため、不可欠性を証明することが、競争法による干渉が不適切に拡大しないための一種のフィルターとされていた。

しかし、本判決では、こうした論理からの乖離がみられるようと思われる。本件では、「不可欠性」はもはや動態的競争を保護するための普遍的な要件ではなくなったと言えるかもしれない。本判決において ECJ は、当該デジタルプラットフォームが Google 自身のビジネスのためだけではなく、第三者の事業者にも利用可能とする意図で構築された点を極めて重視している。デジタルプラットフォームが部分的に開放されている場合には、不可欠性の要件はもはや法的判断基準の構成要素ではないというのが ECJ の結論である。これは、

<sup>11</sup> *IMS Health*, Case C-418/01, para. 28.

<sup>12</sup> 以上につき、以下のサイトをあわせて参照 (Alfonso Lamadrid 弁護士および Pablo Ibáñez Colomo 教授のブログ)。

<https://chillingcompetition.com/2025/02/26/case-c-233-23-android-auto-i-how-the-case-was-transformed-before-the-court-of-justice/>

<https://chillingcompetition.com/2025/03/12/case-c-233-23-android-auto-ii-how-the-judgment-departs-from-magill-ims-health-and-bronner/>

<sup>13</sup> 前注をあわせて参照。

第三者からのアクセスが、求められているアクセスの目的とは異なる用途であっても同様であるとされている。

一方で、Magill 事件では、RTE、BBC、ITV といった放送局は番組表を新聞社に無償でライセンスしていたが、それでも「週刊テレビガイド」の取引分野においては不可欠性が争点となり、当該分野での他社のアクセスがその取引分野における活動（すなわち、A という用途におけるその用途でのアクセス制限）に該当した場合には、不可欠性が考慮要素とされていた。しかし、Android Auto 判決はこれを大きく変更したように見受けられる。すなわち、あるデジタルプラットフォームにおいて、ある用途（アプリ A）で第三者からのアクセスが認められている場合、それとはまったく別の用途（アプリ B）でのアクセス要求においては不可欠性の要件は不要であると示唆している。この解釈は、Magill 判決・Bronner 判決の適用範囲を大幅に狭める結果となるという意味において、重要な点を含んでいる。というのも、この新たな解釈がデジタルプラットフォームに限定されているとは言えないからである。Magill 判決および Bronner 判決において、ECJ は「特別な事情」がある場合に限って、支配的企業が競争者との取引を義務付けられる可能性があると認めていた。一方、Android Auto 判決は、一定の要件の下で、支配的企業は第三者との取引が義務付けられるだけでなく、その運用方法を競争者のために変更することも要求される可能性を示唆している。

このような ECJ の解釈は、TFEU102 条ガイドライン案<sup>14</sup>と軌を一にするものである。同ガイドライン案は、Bronner 基準による従来の取引拒絶を *refusal to supply* と呼ぶとともに、上記のような違反のハードルが低いものを *access restrictions*（§ 4.3.4 以下）と呼び、後者のアクセス制限については、対象となる財・サービスが不可欠ではない場合であっても、濫用と認定される可能性があるとしている。これは、契約の自由や投資インセンティブの保護という供給拒絶の場面で重要となる考慮要素が、アクセス制限の場面ではそれほど強く作用しないからである。

## 7. デジタル市場への影響

### 7. 1. 製品設計とデジタルプラットフォーム企業の事業戦略

Android Auto 事件以前、EU 競争法は、市場支配的地位にある企業の製品設計やビジネスモデルに対し、原則として過度の審査を行わなかった。これは Bronner 事件における配達ネットワークのように、ある資源が「不可欠性」を備えていない限り、企業は第三者への開放範囲を自主的に決定することができたという点にも表われている。また企業は、核心機能を自社で保有しながら、周辺機能を第三者に開放する「部分的開放」を経営戦略の一環として採用することもできた。このようなビジネスモデルが濫用と認められるのは、Magill 判決や Bronner 判決のように、「不可欠性」や「競争の排除」といった非常に厳格な要件をみたした場合に限られていた。

<sup>14</sup> European Comm'n, Draft Guidelines on the Application of Article 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union to Abusive Exclusionary Conduct by Dominant Undertakings (Aug. 1, 2024) (draft), [https://competition-policy.ec.europa.eu/public-consultations/2024-article-102-guidelines\\_en](https://competition-policy.ec.europa.eu/public-consultations/2024-article-102-guidelines_en) [2026 年 11 月 26 日最終確認] .

これに対して、本判決では、企業がインフラストラクチャのある用途について第三者への開放を行った場合（例えば Android Auto がメディアアプリからのアクセスを許可したこと）、「不可欠性」の要件は適用されなくなる。すなわち、既に開放されている用途と異なる用途（本件で問題となった充電関連アプリ）でのアクセスの拒絶があれば、濫用の可能性が認められうる。本判決を受け、企業は、製品設計の「開放性戦略」を再検討する必要があるかもしれない。例えば、Google は予めメディアアプリを開放したことから、「プラットフォームは自社業務のためにのみ開発されたものではない」と認定され（パラ 49）、「不可欠性」を抗弁することができなくなる。

## 7. 2. デジタル市場への具体的影響

デジタルプラットフォーム事業者にとっては、自らのプラットフォーム・エコシステムの再構築が求められる。OS やクラウドインフラなどのデジタルプラットフォーム事業者にとっては、「閉鎖的機能」と「第三者開放」のバランスを見直さなければならないかもしれません。「部分的開放」が強制的な相互運用性の確保義務を生じさせるため、企業は戦略的に開放範囲を検討する必要があるのである。このような考え方は、競争促進的な一面がある一方で、イノベーションインセンティブの潜在的抑制のリスクもはらむおそれもある。すなわち、規制リスクを懸念して、企業がインフラストラクチャの「実験的開放」を控え、または完全に閉鎖モデル（例：Apple iOS）に転換する可能性があり、長期的には多角的な市場イノベーションを阻害するおそれはないかという懸念は残る。

また、伝統産業との対比において、エネルギーインフラ（例：電力網）の閉鎖性と異なり、デジタルプラットフォームの部分的開放特性は、より積極的な規制を必要とするデジタル市場の特殊性を浮き彫りにしているのであろうか。すなわち、デジタル市場のようなダイナミックな産業において、「不可欠性」要件が企業の投資インセンティブを過度に保護し、新規競争に対する潜在的損害を軽視しているのではないかという問題意識が本判決（そしてそれが依拠する法務官意見）ではみてとれる。判決では、この要件を緩和することで、「製品魅力向上」のためのプラットフォーム機能（例：Android Auto の車載インターフェース）への介入を結果的に可能にしている。

もちろん、判決でも、デジタルプラットフォームに対していたずらに過剰介入しようとはしていない。たとえば、違反行為を立証する競争当局は市場シェアの変化やユーザー流出データなどの「確固たる証拠」に基づいて、アクセス制限行為の実際的または潜在的な反競争効果を立証する必要があると本判決は指摘しており、その効果が曖昧な場合には、過度の介入を避ける必要があることも十分認識している<sup>15</sup>。ただ、「潜在的な競争への損害」といっても、その基準は曖昧であり、定量化されているわけではない。例えば、JuicePass アプリは Android Auto プラットフォームへのアクセスが許容されていないにもかかわらずユーザー数を伸ばしていたが、その市場浸透率が本件アクセス制限によって鈍化していたとすれば、そのことをデータで示すべきではないか。この点について、経済分析の活用は重要な役割を担っている。ましてや動態的競争の評価の難しさがある。判決が指摘しているように

---

<sup>15</sup> *Android Auto*, Case C-233/23, para. 57.

<sup>16</sup>、「デジタル部門における急速な発展 — 当初は既存の製品を利用しやすくするためだけに設計された製品やサービスが、“必要 (necessary)”とみなされうるようになる可能性 — を無視してはならない」。デジタル市場の技術革新は、その意味で、「現在は必ずしも不可欠でないリソース」を「将来の重要なインフラ」に変化させる可能性があり、競争当局は先見的な視点をもつ必要に迫られている。

### 7. 3. 本判決の射程

本判決の核心的な部分は、「第三者にアクセスを開放にすれば不可欠性抗弁を放棄したことになるのか」という点である。この点については、その射程がデジタル市場に限定されない可能性はあるが、議論の方向性としては次の2点が考えられる。

第1は、拡張論である。エネルギーネットワークや交通インフラなど、インフラ全般に適用可能との見方がある。例えば、ドイツの競争当局(連邦カルテル庁)がGoogle Automotive Servicesの「部分的開放」を審査する際に、類似の論理を援用している<sup>17</sup>。

第2は、拡張否定論である。すなわち、デジタルプラットフォームのネットワーク効果と急速な技術革新は固有の特性であり、伝統的なインフラ(例えば電力網等)にはBronner判決の「不可欠性」要件が引き続き適用されるべきだとの考え方もありうる<sup>18</sup>。

そもそも、本判決では「部分的開放」の基準が明確にされておらず、以下の点で、本判決の射程が問題となる。まず、開放範囲の定義については、OSがアプリ開発者に開放されているが、ハードウェアメーカーに対しアクセス制限がかかっている場合(たとえば、Androidのサードパーティーデバイスマーケターに対する互換性制限)、「第三者企業への開放」に該当するのかという問題である。本判決では、Android Autoがサードパーティーアプリからのアクセスを許可したことから「自社業務のためにのみ開発されたものではない」と認定されたが<sup>19</sup>、異業種への開放の境界線は未だ明確ではない。

また、公共性・公益性を有する産業の特殊性にどう配慮するか。一般に、患者の医療データや金融インフラなどでは、「部分的開放」に対するコンプライアンス要件が公共性の観点から一層厳格に扱われるべきであるが、この点どのように考慮されるのか。例えば、医療データプラットフォームが一部のデータインターフェースを開放した場合、すべての医療テック企業への強制開放が求められるのか、というとそうではなかろう。いうまでもなく、医療データ・金融インフラは、他産業と異なり、個人のプライバシーや社会全体の安全性・安

<sup>16</sup> *Android Auto*, Case C-233/23, para. 21.

<sup>17</sup> Bundeskartellamt, Google Automotive Services (GAS), Case B7-25/22, Decision summary (5 July 2023), available at <https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Entscheidung/EN/Entscheidungen/Missbrauchsaufsicht/2023/B7-25-22.html>

<sup>18</sup> OECDの政策文書ではデジタル市場におけるネットワーク効果は伝統的ネットワーク産業のそれとは性質が異なると明記されている。OECD, The Evolving Concept of Market Power in the Digital Economy – Background Note, DAF/COMP(2022)5, at 9 (June 22, 2022), available at [https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/05/the-evolving-concept-of-market-power-in-the-digital-economy\\_c384e80f/2cfcb4a8-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/05/the-evolving-concept-of-market-power-in-the-digital-economy_c384e80f/2cfcb4a8-en.pdf)

<sup>19</sup> *Android Auto*, Case C-233/23, para. 48.

定性に直結するため、競争法だけでなく各種の領域特定規制 (sector-specific regulation) や広く公共政策の観点が強く作用する。データの「不可欠性」を判断する際、純粋な競争促進的観点だけではなく、医療データであれば患者の生命・身体・プライバシーの安全確保、金融インフラであれば金融システムの安定といった公共的因素が重視される必要が出てこよう。したがって、あるデジタルプラットフォームが「部分的に開放」されている場合であっても、誰に、どのような条件で開放するかは公益的基準(サイバーセキュリティ、信頼性、個人情報保護等)により厳格に制約されうる。そのため、Android Auto 判決は、「部分的開放」を理由に不可欠性要件の厳格さを緩和したが、これは車載アプリ市場での事例判決であり、公共性を有する他産業への機械的拡張には限界があるという議論も成り立つ。

#### 7. 4. エンフォースメントの課題

また本判決には、アクセス義務のエンフォースメント上の課題として合理的な料金を如何に設定するか、という問題がある。本判決も指摘しているように、支配的事業者は「合理的な財務的貢献 (reasonable financial contribution)」を請求できる<sup>20</sup>とするが、その具体的基準は示されていない。一般論として、料金は「目的達成に必要な範囲を超えない範囲」ということができようが、ただし過大な価格設定はそれ自体、濫用 (excessive pricing) やアクセス制限の一形態として問題となりうる<sup>21</sup>。市場支配的企業がコスト以上の「イノベーションプレミアム」を請求することを許容すべきかも問題となる。投資インセンティブの確保という側面からは、研究開発費やリスクを負担した支配的企業が、単なるコスト回収にとどまらず、「追加の報酬 (innovation premium)」を得ることを認めないと、将来のイノベーションが阻害されるという議論もありえよう<sup>22</sup>。その一方で、支配的地位に由来する「過剰な利益」の容認は、市場閉鎖的効果を強めかねず、「追加の報酬」の認容は、ある種の公的目的(持続的投資確保)が強く裏付けられる場合に限定されるべきという議論もありえよう。

#### 8. 結びに代えて

Google Auto 事件は、EU 競争法において「資源の希少性に基づく統制」から巨大デジタルプラットフォームがデジタル市場を私的に統治する今、「エコシステム権力のバランス」への転換を象徴するものとはいえるのではなかろうか。Bronner 判決以来、アクセス義務は「物理的・経済的に代替不可能な資源の存在」に基づき、例外的にしか課されないとされてきた。この発想は、伝統的インフラ(新聞配達網、電力網、通信回線)のような「希少資源」に接続義務を課すことを正当化する理論的基盤であった。しかし本判決では、Google が既に部分的開放を行っていた事実を重視し、「Android Auto は自社専用ではなく、第三者利用を前提としたプラットフォーム」と認定した。これにより伝統的な「不可欠性」要件が欠けていても、アクセス制限が競争制限と評価されうる道が開かれた。つまり、問題の核心は

<sup>20</sup> *Android Auto*, Case C-233/23, para. 76.

<sup>21</sup> 例えば、Microsoft 事件では、相互運用情報の提供料金を「過度に高額」として競争法上問題となつた。 *Microsoft Corp. v. Commission*, Case T-201/04, ECLI:EU:C:2007: 289.

<sup>22</sup> 特にデジタル市場では、ネットワーク投資や新規機能開発が巨額であり、「追加の報酬」を許容すべきとの意見がありえよう。

「資源の希少性」ではなく、「デジタルプラットフォーム・エコシステム内の公正なアクセスの確保」あるいは「プラットフォーム上の参加者間の力の均衡」に軸足が移ったといえないだろうか。とりわけデジタル市場では、資源の希少性よりも、巨大なネットワーク効果を背景とした相互運用性の杜絶が競争制限の主因となる。裁判所は、(部分的にでも)一度開放したデジタルプラットフォームを恣意的に閉ざすことがデジタル市場の競争秩序を歪めることを問題視しており、これはデジタルプラットフォーム・エコシステム内の公正なアクセスと差別防止(いわば FRAND<sup>23</sup>条件)を確保する発想に近い。これは、他の領域(アプリストア、クラウドAPI、金融データアクセス等)にも波及しうる論理構造である。とりわけ、人工知能インフラ(たとえば、生成AIの提供・利用に不可欠な基盤であって、①計算資源および推論基盤、②基盤モデル(大規模言語モデル等)の提供手段(API等)、③学習・評価用データ等)に本判決の論理は適用されるのか<sup>24</sup>。「第三者企業への開放」の認定基準はどのように調整すべきか、は残された課題である。またAndroid Auto判決の理論がデジタル分野特有の例外にとどまるのか、それとも伝統的ネットワーク産業(電力・鉄道など)にも拡張されるのかは、不明確である。デジタル産業におけるエコシステム的発想がどこまで一般化可能かは今後の判例・政策の動向を十分に見極める必要がある。

#### 参考文献(文献多数のため、本件評釈を中心としたものに限る)

- Philipp Hornung, *Essential Facilities Doctrine and Digital Ecosystems: Case C-233/23 alphabet (android auto)*, J. Eur. Competition L. & Prac. (advance access 2025), <https://doi.org/10.1093/jeclap/lpaf048>
- Konstantinos Stylianou, *Platform Competition after Android Auto*, SSRN (2025), <https://doi.org/10.2139/ssrn.5171789>

<sup>23</sup> FRANDとはFair, Reasonable and Non-Discriminatory(公正・合理的・非差別的)の略で、標準必須特許(SEP: Standard-Essential Patent)のライセンス条件の原則です。通信規格(3G/4G/5G、Wi-Fi、Bluetooth等)など技術標準を採用する場面で、特許権者が標準化機関(例: ETSI)に対し「FRAND条件でライセンスする」と表明

(FRAND宣言)することで、標準実装者のアクセスを確保しつつ、特許権者の正当な対価も守るためのルールである。ただし、SEPにおけるFRANDは標準化機関での事前コミットメント(FRAND宣言)に基づく契約/私法的義務として構成されることが多いのに対し、ここでは、そのような事前のコミットメントに重きを置くというよりは、競争法(TFEU102条)による公法的義務として生じている点で異なる側面がある。

<sup>24</sup> なお、現在、社会的にもオンプレミス型のローカル生成AIが実務で活用され始めている。様々なタスクに対応する汎用型LLMから、特定の企業・業界に特化した知識をもち、組織間で連携して活用するような業界最適LLMへ、LLMの発展傾向が変容する可能性がある。そうだとすると、大手プラットフォーム事業者(いわゆるBig Tech)を主に念頭に置いた競争法規制から、個別業界を念頭に置いた領域特定規制に規制の重点が変容する可能性がある。オンプレミス環境で業界特化LLMが開発・運用され、かつ業界横断的に共同学習・改訂される場合には、その競争法的規律の焦点は、①当該モデルの共同開発・更新を担う業界コンソーシアム等の集合的主体、ならびに②それを内部統制・審査・意思決定プロセスに制度的に組み込む各事業者(つまり業界内で特化型AIを作つて使う側)へと相対的に移行するかもしれない。

Giuseppe Colangelo, *The EU Essential Facilities Doctrine After Android Auto: A Wild Card Without Limiting Principles?*, 62 Common Mkt. L. Rev., 1449-1476 (2025).

Giuseppe Colangelo, *A Transatlantic Perspective on Interoperability and Platform Design After Android Auto: The Luxembourg Effect?*, Stanford-Vienna Transatlantic Tech. L. F., TTLF Working Papers No. 135 (2025), <https://law.stanford.edu/wp-content/uploads/2025/05/TTLF-WP-135-Colangelo.pdf>